

小型移動式クレーン運転技能講習の開催について

令和4年6月

実施機関：青森労働局登録教習機関 登録番号第95号
一般社団法人 弘前地区労働基準協会

下記要領により「小型移動式クレーン運転技能講習」を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

つり上げ荷重1トン以上5トン未満の小型移動式クレーン運転業務は、移動式クレーン運転免許又は小型移動式クレーン運転技能講習の修了者でなければ作業に従事することはできないことになっております。

つきましては、標記について下記のとおり開催することといたしましたので、関係労働者に御周知のうえ、この機会に資格を取得されますよう御案内申し上げます。

- 記
- | | | |
|-----------------|--|-------------|
| 1. 日 時 | 「学科」 8月24日(水)・25日(木)の2日間
9時00分～17時15分 | } 合計
3日間 |
| | 「実技」 8月26日(金)
8時30分～17時25分 | |
| 2. 場 所 | 「学科」 サンライフ弘前 2階 研修室
弘前市大字豊田1丁目8-1(運動公園入口) | |
| | 「実技」 (有) 榊形運送 トラック駐車場
弘前市小比内字福田菟 | |
| 3. 受講料 | 1名・30,305円(テキスト代・消費税込み)
・27,005円(テキスト代・消費税込み) | |
| ※資格所持者 | クレーン、デリック、揚貨装置の各運転士免許証の所持者また、
床上操作式クレーン、玉掛けの各技能講習修了証の所持者。
※右記科目が免除です。(1)力学に関する知識(2)運転のための合図
※受講申込書に資格を証する書面の写し(コピー)を貼り付けて下さい。 | |
| 4. 申込み方法 | 「受講申込書」に次の①～③を添付の上、持参または郵送にて申込み下さい。
①修了証返信用封筒(事業場又は自宅宛とし84円切手貼付)
②運転免許証の写し(コピー)を申込書の指定箇所へ貼り付けて下さい。
③写真1枚(縦30mm×横24mm)裏面に氏名を記入願います
・6か月以内に撮影したもの・正面、脱帽、上三分身、背景無地
※予約申込も可能です。但し、締切日までに受講料の振込がない場合、申込みが無効(取消)となりますので注意して下さい。 | |
| 5. 受講料
支払い方法 | 受講料は、下記銀行に振り込みをお願いします。
(振込手数料は、ご負担願います。) | |
- 青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406
口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会
- また、当協会へ持参してもかまいません。
- | | |
|----------|--|
| 6. 申込先 | (一社)弘前地区労働基準協会 弘前市大字福田字福岡10 |
| 電話 | 0172-26-0663 FAX 0172-29-1226 |
| 7. 申込締切日 | 8月17日(水)なお、定員に達し次第申込み受付を終了致します。
※ 申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由があっても受講料の返金は致しませんので、あらかじめご了承下さい。しかし、新型コロナウイルス感染拡大等により当協会の都合で中止となった場合は、受講料をお返しいたします。受講料以外につきましては、各自ご負担いただきますようお願いいたします。 |
| 8. その他 | (1) 修了試験がありますので、鉛筆・消しゴム・電卓は必ずご持参下さい。
(2) 学科及び実技の両試験に合格されないと、修了証の交付が出来ませんので、ご了承下さい。
(3) 講習時間が法令で定められており、遅刻、欠席等をした場合、修了証の交付が出来なくなりますので注意して下さい。
(4) 3日目に実技を行いますので、作業服、安全靴、保護帽、手袋等を準備して下さい。 |

人材開発支援助成金のご案内

「人材開発支援助成金」は、建設労働者の雇用の改善や職業訓練などを実施する建設事業主や建設事業主団体に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

お問い合わせは、青森労働局職業安定部職業対策課までお願いいたします。

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎7階 TEL017-721-2003

※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。(http://www.mhlw.go.jp/)